

人権の尊重

Strategic Focus

サイバー攻撃などによる、
2016年の情報漏えい件数

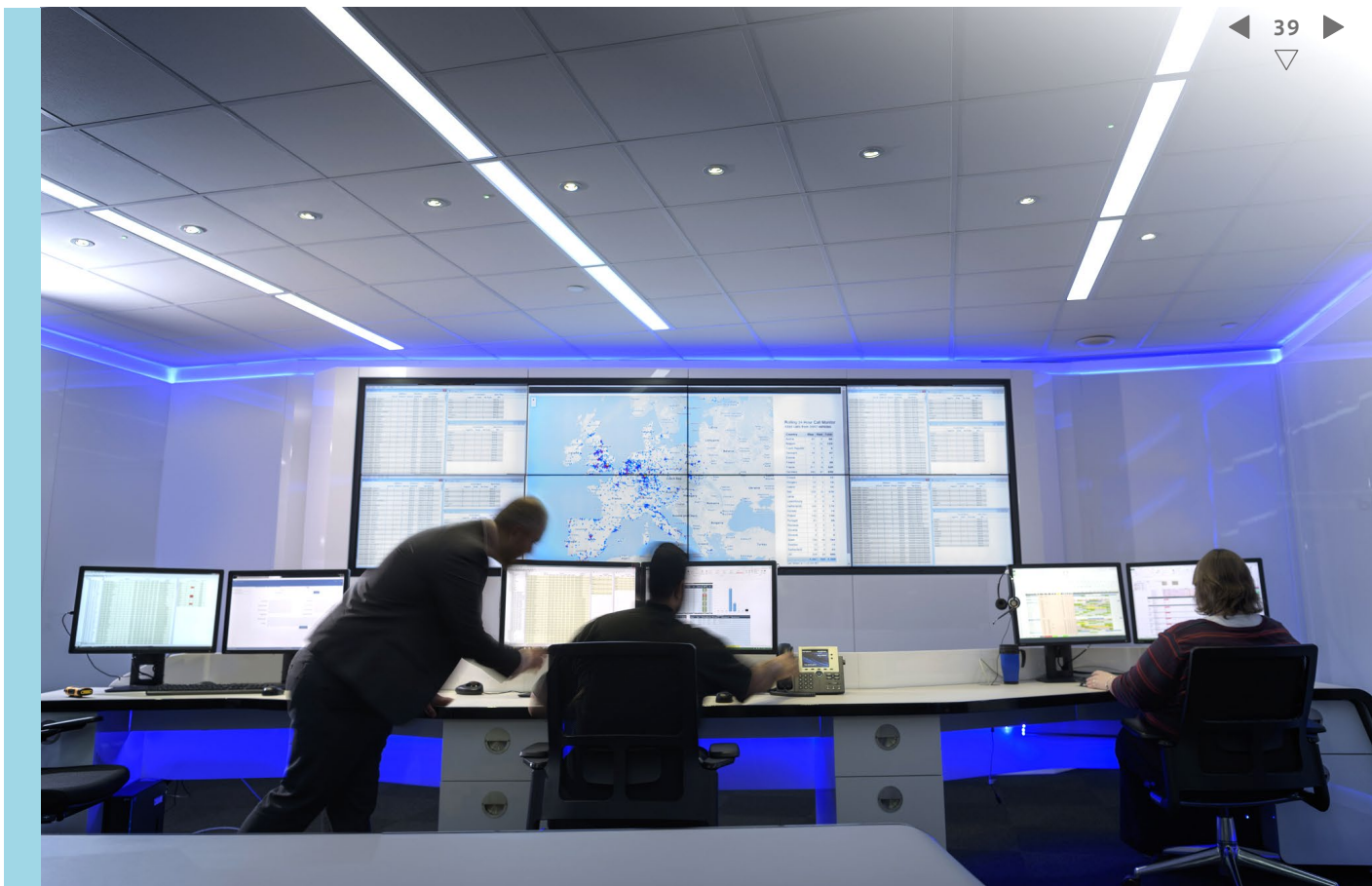
40 億件超

米IBMのセキュリティ研究機関「X-Force」が、100か国・8,000社を
超える顧客企業から得られた調査結果より

2016年に発生した、不正プログラムによるアクセスと
思われるネット接続件数
(1日・1IPアドレス当たり)

1,692 件

警察庁が2017年3月23日に発表した『サイバー脅威動向』より



関係商品セグメント：次世代・機能推進

企業向けサイバーセキュリティサービスを介して、個人情報の不正利用を未然に防ぐ

近年、サイバー攻撃は高度化、巧妙化しており、企業が保有する個人を特定する情報の漏えいリスクが高まっています。奪取された個人情報は、ダークウェブと呼ばれる通常ではアクセスできない「闇」サイトにおいて売買されています。こうした環境下、日本で2017年に施行された改正個人情報保護法では、不当な差別、偏見などが生じないように、人種、信条、病歴、犯罪の前科などの情報を本人の同意なしに集めることを原則禁止にするなど、人権面での規制強化も図られています。

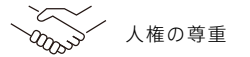
経済産業省が2016年に実施した調査結果によると、日本の情報セキュリティ人材は、13.2万人不足しています。東京五輪が開催される2020年には、不足数が19.3万人まで増加すると予想されており、サイバー攻撃への対応人材の育成が喫緊の課題となっています。海外においても、例えば、国際的に認められた情報セキュリティ・プロフェッショナル認証資格であるCISSPの資格保有者は、2017年4月現在、米国は75,312人なのに対し、日本は1,720人となっています。

この課題に対し、三井物産セキュアディレクション株式会社では、高度なサイバーセキュリティの知見を有する技術者を中心に脆弱性診断、不正アクセス監視、高度セキュリティ監視基盤の構築と受託、マルウェア解析などの各種サービスを提供しています。また、広く利用されている製品やオープンソース製品における脆弱性の発見と報告、社会的に影響の大きいマルウェアに関する技術分析などを通じ、脆弱性を狙った攻撃や個人情報の不正利用を未然に防ぐことで、人権が尊重される社会づくりに貢献していきます。



MITSUI & CO.

目次	企業情報	社長メッセージ	サステナビリティへの考え方	三井物産のマテリアリティ	社会からの評価	独立した第三者保証報告書
	マテリアリティごとの活動報告	地球環境の保全	人権の尊重	地域産業・生活基盤の充実	資源・素材の安定供給	ガバナンスと人材



人権の尊重

2016年度活動実績

事業分野 >

- 金属
- 機械・インフラ
- 化学品
- エネルギー
- 生活産業
- 次世代・機能推進
- コーポレート・その他

取り組みテーマ	主な活動
国際規範への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 水・発電・ガス関連事業などを全世界で展開することで、生活環境の維持・向上や地域雇用を創出 ● RSPO (持続可能なパーム油のための円卓会議) 認証パームオイルの販売を支援 ● 社員食堂事業(エームサービス)でヘルシーメニューを提供し、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalを通じて、開発途上国の学校給食への寄付を実施(約570,000食分) ● 三井物産アイ・ファッション(MIF)では、国内外の調達先5,012社から「サプライチェーンCSR取組方針」への同意を取り付けており、2016年度は既存の同方針に「雇用の差別禁止」「団体交渉の権利尊重」「不当な長時間労働の禁止」などの項目を追加 ● MIFでは、アウトドア用生地に、環境配慮と共に、児童労働や強制労働、差別の排除、結社の自由、労働安全衛生などの基準を持つBluesign® 認証取得を推進 ● The UK Modern Slavery Act 2015 (英国現代奴隷法) 第54条への対応として、強制労働など現代的な奴隷労働や人身取引を防止するための声明を公表(当社、関係会社) ● 平取アイヌ協会および北海道・平取町との協定を継続し、「三井物産の森」を通じてアイヌ文化の保全・継承に協力。同協定に基づき、二風谷民芸組合IWORの森づくり部会および平取町と当社「三井物産の森」沙流山林でのアイヌ文化伝承の森の整備に協力する旨の協定を締結

取り組みテーマ	主な活動
人権マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 役職員行動規範および就業規則服務規律について、全役職員から誓約書を取り付け ● コンプライアンス診断テスト(eラーニング)を、未受講者を対象に実施 ● コンプライアンス見直し週間を開催し、社長・CCOなどからメッセージを発信したほか、セミナーや情報共有・意見交換などを実施 ● コンプライアンス意識調査(国内勤務役員対象)を実施し、結果をコンプライアンス施策の立案・実行に活用 ● コンプライアンス委員会で2016年度の実績をレビューし、2017年度の方針を策定(年2回実施) ● 各地域本部などが実施するコンプライアンス会議・研修等に出席 ● 現地法人・関係会社で、本店に準じたコンプライアンス活動を促進 ● 重要関係会社を個別訪問し、コンプライアンスに関わる施策の整備・運用について助言 ● 注意喚起メッセージを発信(出状・会議など)し、職制を通じた懲戒事案共有徹底などを実施 ● 環境・社会諮問委員会を通じて、環境・社会リスク管理に関する専門的な助言の実効性を向上



目次

企業情報

社長メッセージ

サステナビリティへの考え方

三井物産のマテリアリティ

社会からの評価

独立した第三者保証報告書

マテリアリティごとの活動報告

地球環境の保全

人権の尊重

地域産業・生活基盤の充実

資源・素材の安定供給

ガバナンスと人材



人権の尊重

国際規範への対応

人権尊重の考え方

方針

三井物産は、世界中の国や地域でグローバルに事業を展開していることから、国際基準にのっとった人権に対する配慮はサステナビリティ経営の基盤であると考え、世界各国・地域の文化、伝統、慣習の理解に努め、国際的基準を支持し人権を尊重することを、当社のCSR基本方針としています。

三井物産役職員行動規範では、国際社会の一員としての自覚を持ち、各国の文化、習慣、歴史をよく理解・尊重し、人権を尊重し、人種・信条・性別・社会的身分・宗教・国籍・年齢・心身の障がいなどに基づく差別をしないことを規定して、その遵守を求めています。さらに、あらゆる差別やセクシャル・ハラスメント防止対策などについて、コンプライアンス研修等を通じて職層ごとに意識のさらなる徹底を図っています。

また、「世界人権宣言」「労働における基本的原則及び権利に関するILO（国際労働機関）宣言」などの国際規範を支持しています。

世界人権宣言の支持

方針

世界人権宣言は、人権および自由を尊重するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。本宣言は、1948年12月10日の第3回国連総会において採択されました。

本宣言に続き、国際人権規約を構成する「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」が1966年12月16日の第21回国連総会で採択されています。同規約は世界人権宣言に示された諸権利の大半を承認し、それらをより詳細に規定したものです。日本は、1979年6月に両規約を批准しています。

当社は、世界人権宣言および国際人権規約を構成する社会権規約および自由権規約を支持しています。

ILO中核的労働基準の支持

方針

国際労働機関（ILO）は、国際労働基準を設定することを目的として1919年に設立された国際機関です。ILOは、労働における人権、労働安全衛生、雇用政策および人的能力開発など、労働に関連する幅広いテーマに関し、政府、使用者および労働者の代表（三者構成）が構成員として協議を行い、ILO条約や勧告の採択を行います。

1998年には、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」が採択されました。これは労働者の基本的権利（ILO中核的労働基準）として4分野8条約（結社の自由及び団体交渉権＝第87号・第98号、強制労働の撤廃＝第29号・第105号、児童労働の実効的な廃止＝第138号・第182号、雇用及び職業における差別の撤廃＝第100号・第111号）を規定しています。

当社は、ILO中核的労働基準を構成するこの8条約を支持しています。

先住民への配慮

体制

活動

三井物産が事業を行うに当たっては、事業活動を行う国や地域の法律、また「先住民の権利に関する国際連合宣言」や「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO第169号）」などの国際基準にのっとり、先住民の人権や文化に対する配慮に努めています。

例えば、オーストラリアにおける製紙資源事業において、先住民アボリジナルに対して当社のプロジェクトがどのような影響をもたらすのか、問題が見つかった場合の解決策はあるのか、といったデューデリジェンスを実施したり、アボリジナル遺跡を破壊することにならないか文化保護の観点から事前調査を行ったりしています。またブラジルにおける鉄鉱石事業では、アマゾン先住民（パルケテジェ族など）との対話を図り、相互尊重を重視しています。

国内では、平取アイヌ協会および北海道・平取町と協定を締結し、三井物産が平取町に所有する沙流山林で、伝統的なアイヌ文化の保全・継承などに協力しています。



MITSUI & CO.

目次

企業情報

社長メッセージ

サステナビリティへの考え方

三井物産のマテリアリティ

社会からの評価

独立した第三者保証報告書

マテリアリティごとの活動報告

地球環境の保全

人権の尊重

地域産業・生活基盤の充実

資源・素材の安定供給

ガバナンスと人材



人権の尊重

国際規範への対応

警備会社の起用に関するガイドライン

体制

国連は、加盟国が警察官や軍当局など法執行官の適切な役割を徹底・促進させ、その職務遂行において人間の尊厳を尊重・保護することを支援すべく、1979年12月に「法執行官のための国連行動綱領」を採択し、さらに1990年8～9月には、法執行官による武力行使および銃器の使用に関する規則として「法執行官による力と銃器の使用に関する国連基本原則」を採択しています。

当社は、これらの綱領・基本原則の内容に沿って、警備会社を選定しています。

人権マネジメントの推進

人権・労働に関するマネジメントシステム

体制

当社は、人権や労働問題に対する役職員の意識向上を目指し、本店営業本部やコーポレートスタッフ部門、および国内外の各組織(支社・支店、現地法人および連結子会社)を対象に、国連グローバル・コンパクト(国連GC)の遵守状況調査を隔年で実施しています。

調査項目

1. 国連GCの内容を理解しているか
2. 国連GCの10原則に抵触する事実はあるか、もしある場合はその内容や対応策

本調査の結果、国連GCの内容の理解に著しく欠ける部署があると判明した場合、当該部署向けに国連GCの研修を追加で実施するなどの措置を講じています。

加えて、サプライチェーンにおける人権・労働に関わる課題について、そのリスクの把握と改善に向けた取り組みの重要性に関してeラーニングや研修などを継続的に開催し、社員の意識啓発を行っています。

一方、主要サプライヤーに対しては、サプライヤーアンケートや、チェックリストに基づいたサプライヤー実態調査による現状把握と、改善に向けた取り組みを進めています。2016年度は50社を対象にサプライヤーアンケートを実施し、回答を得た取引先全社から人権・労働を含む「サプライチェーンCSR取組方針」の遵守が確認できました。実態調査に関しては、食品原料調達先に対し実施しました。

また、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの「HRDD(ヒューマンライツデューデリジェンス)分科会」「サプライチェーン分科会」への参加を通じて人権に関する国際的潮流を学ぶとともに、参加企業間で情報交換を行い各種サステナビリティ推進活動に役立てています。

今後も、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的なガイダンスを参考にしつつ、社外有識者を招いたセミナーの開催などを通じ、人権・労働に関する社内意識の一層の向上を目指していきます。